

よくある質問（FAQ）と回答

～休廃止鉱山の坑廃水が流入する河川における生態影響評価ガイダンス（案）～

- 「利水点管理を導入・坑廃水処理を継続」（p.7の導入方法3番目）について、例1で大雨時一時的な評価水質悪化時は利水点管理で評価とあるが、通常時でも利水点管理で水質を管理してもよいものなのでしょうか。
 - （回答）通常時、大雨時、両方に適用可能な概念です。通常時でも利水点等で水質を監視・管理するという方法でも問題ありません。
- 「義務者不存在鉱山の坑廃水処理において排水基準に適合することを求められる法的根拠はない」との説明でしたが、詳細を教えてください。義務者存在鉱山の場合にはどのような法的基準があるのか、また義務者存在鉱山には法的基準があるのに義務者不存在鉱山は本当にその基準値を守る必要はないのかといったところをご教授いただきたい。
 - （回答）義務者存在鉱山、つまり鉱業権者が現存する鉱山においては、鉱業権者に対して、排水基準に適合すること等の鉱害防止に必要な措置を講じる義務があると鉱山保安法において定められています。
一方、鉱業権者が存在しない義務者不存在鉱山においては、鉱山保安法上の義務を履行する者が存在しないため、排水基準に適合することを求められる法的根拠はありません。
なお、地方公共団体が実施する鉱害防止工事（坑廃水処理）等に対しては、国から補助金を交付しており、地方公共団体が交付申請に際し、当該補助事業の目標水質として排水基準としている場合は、補助事業の目的を達成するため、排水基準に適合する等、鉱害防止に努める必要があります。
- 概要資料の「利水点管理導入方法とメリット／課題」（p.7）で、課題が2つだけで他にないのが気になった。
 - （回答）課題は現場ごとに色々あると思います。これは、これまでの我々の経験からくる課題なので、皆様のご意見を頂いたうえで、個別毎に対応ができればと思っています。
- 実施するにあたり、誰にどのように相談すれば良いか？
 - （回答）最後にある問い合わせ先をご参照ください。具体的には、制度的な部分については、経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付に、利水点・水質監視点、水質目標値等の設定、ステークホルダーとの対話については、

産業技術総合研究所に問い合わせください。

- **基準点・管理基準は誰が決めるのか？**

- （回答）最終的には、休廃止鉱山の管理者（義務者不存在の場合は自治体）になります。一方で、設定には専門的な知見やステークホルダーとの協議等も必要になってきますので、必要に応じて専門家によるレビュー、第3者委員会による答申等を参考に設定を頂くのが良いかと思います。具体的な内容の相談については、お気軽に産業技術総合研究所／経済産業省までご連絡ください。

- **利水点管理を実施した後のトラブル対応やメンテナンスは、誰がどのように行うのか**

- 最終的には、休廃止鉱山の管理者（義務者不存在の場合は自治体）の責任の下、行うことになります。具体的な内容のご相談については、お気軽に産業技術総合研究所／経済産業省までご連絡ください。

-

- **第三者委員会云々と書いていますが、こちらについても、だれが委員会を設置するのか**

- （回答）最終的には、休廃止鉱山の管理者（義務者不存在の場合は自治体）になりますが、その導入については、色々支援が可能です。具体的な内容の相談については、お気軽に産業技術総合研究所／経済産業省までご連絡ください。

引用文献

- 1) 環境省, 2012. 水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第2次報告）, 中央環境審議会水環境部会 水生生物保全環境基準専門委員会.
- 2) Chapman, P. M., 2018. Environmental quality benchmarks—the good, the bad, and the ugly. *Environmental Science and Pollution Research* 25, 3043–3046.
- 3) 岩崎雄一, 2016. 生物群集の応答から金属の“安全”濃度を推定する：野外調査でできること. *日本生態学会誌* 66, 81–90.